

2009年11月20日
フコクしんらい生命保険株式会社

“「保険法」に関するお知らせ”の一部訂正について

2009年11月11日に弊社ホームページに掲載いたしました、“「保険法」に関するお知らせ”において、一部誤りがあることが判明いたしました。深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正のうえ本日付で再掲示いたします。

記

1. 訂正箇所

該当ページ 4頁

項目 4. 保険金等の支払期限について

2. 訂正内容

別紙の通り

※訂正・修正箇所につきましては、赤字で記載し、下線を付しております。

※本訂正に併せて、内容を分かりやすくするために一部文言を修正しております。

以上

4. 保険金等の支払期限について

保険金等のご請求の際に、その保険金等のお支払いについてお客さまからご提出いただいた書類では事実の確認が難しい場合には、医療機関などに照会することがあります。

「保険法」では、このような事実確認を行うような場合でも相当かつ合理的な期間内に保険金等のお支払いが完了することを目的とした規定が設けられました。

(保険法第52条、第81条)

現在の約款

- ①提出された書類で確認ができる場合
⇒ 請求書類が当社の本社に到着した日の翌日から**5営業日**以内にお支払いします。
- ②提出された書類だけでは確認ができない場合
⇒ 保険金のお支払いに必要な**事実確認の終了後**にお支払いします。

保険法施行後の約款

- ①提出された書類で確認ができる場合
⇒ 請求書類が当社に到着した日(※1)の翌日から**5営業日**以内にお支払いします。
- ②提出された書類だけでは確認ができない場合(事実確認が必要な場合)
⇒ 請求書類が当社に到着した日(※1)の翌日から**45日**以内にお支払いします。

約款改定のポイント

【保険法適用規程(全既契約用)第3条】

(保険金等のお支払いのために事実確認が必要な場合)

- ①保険金等の支払事由に該当する事実の有無を確認する必要がある場合
- ②保険金等の支払事由が発生した原因や免責事由に該当する可能性を確認する必要がある場合
- ③告知義務違反に該当する可能性がある場合
- ④重大事由、詐欺などに該当する可能性がある場合

(事実確認を行う場合の支払期限)

当社が保険金等のお支払いのために事実確認が必要な場合は、支払期限として**45日以内**と定め、その期間内に保険金等をお支払いします。

(この期限経過後に保険金等をお支払いするときは、期限を超えた期間について遅延利息をお支払いします。)

※1:「請求書類が当社に到着した日」とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

4. 保険金等の支払期限について

保険金等のご請求の際に、その保険金等のお支払いについてお客さまからご提出いただいた書類では事実の確認が難しい場合には、医療機関などに照会することがあります。

「保険法」では、このような事実確認を行うような場合でも相当かつ合理的な期間内に保険金等のお支払いが完了することを目的とした規定が設けられました。

(保険法第52条、第81条)

現在の約款

- ①提出された書類で確認ができる場合
⇒ 請求書類が当社の本社に到着した日の翌日から5営業日以内にお支払いします。
- ②提出された書類だけでは確認ができない場合
⇒ 保険金のお支払いに必要な**事実確認の終了後**にお支払いします。

保険法施行後の約款

- ①提出された書類で確認ができる場合
⇒ 請求書類が当社に到着した日※1の翌日から5営業日以内にお支払いします。
- ②提出された書類だけでは確認ができない場合
⇒ 請求書類が当社に到着した日※1の翌日から45日以内にお支払いします。

約款改定のポイント

【保険法適用規程(全既契約用)第3条】

(提出された書類で確認ができる場合)

- ①保険金等の支払事由に該当する事実の有無を確認する必要がある場合
- ②保険金等の支払事由が発生した原因や免責事由に該当する可能性を確認する必要がある場合
- ③告知義務違反に該当する可能性がある場合
- ④重大事由、詐欺などに該当する可能性がある場合

(提出された書類だけでは確認ができない場合の支払期限)

当社が保険金等のお支払いのために事実確認が必要な場合は、支払期限として45日以内と定め、その期間内に保険金等をお支払いします。

(この期限経過後に保険金等をお支払いするときは、期限を超えた期間について遅延利息をお支払いします。)

※1 「請求書類が当社に到着した日」とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。